

本校生徒
保護者各位

東京都立飛鳥高等学校長
志波 昌明

基本的対策徹底期間の延長に伴う教育活動について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、東京都は、11 月末までを「基本的対策徹底期間」と位置付けてきました。11 月 25 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、12 月 1 日以降も都が「新たなレベル分類の考え方」（令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）によるレベル 1 の状況にある間は、「基本的対策徹底期間」として新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染症対策を徹底するよう協力を依頼、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼すること等について決定しました。

東京都教育委員会からの指示を受け、全都立学校は、学校における感染の発生や感染の再拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を徹底した学校運営に努め、不織布マスクの正しい着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅など、生徒への感染症対策の指導を継続していきます。本校においても、東京都教育委員会の方針に基づき、以下のように教育活動を実施しながら学校運営を行ってまいります。

保護者の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、ご家庭におかれましても、お子様の感染症防止対策に引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 感染対策を徹底した教育活動および時差通学の継続

○引き続き、基本的な感染症予防策（不織布マスクの正しい着用、手洗い、うがいの励行等）を徹底しながら、SHR の開始は、8：35（授業開始は 8：45）とする時差登校を今後も継続します。

下校後は速やかに帰宅するように指導いたします。

○教室等における密集の回避（生徒同士の間隔を最低 1m 以上確保）、常時換気の徹底をします。

○生徒の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を継続し、咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、速やかに受診するように指導します。

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを正しく着用、対面して喫食する形態を避け、会話はしない（黙食の徹底）ように指導します。

2 学校行事について

○校外での活動に当たっては、移動手段、活動内容等について、感染リスク等を踏まえ、感染症対策の工夫を行いながら実施していきます。

○修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施に当たっては、東京都教育委員会の指示に基づき感染症防止対策を徹底した上で、実施いたします。

3 部活動について

○合宿等、宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施に当たっては、通知に基づき感染症防止対策を徹底した上で、実施いたします。

4 教育活動におけるPCR検査の活用について

○基本的な感染症対策を徹底した上で教育活動を行うことが基本ですが、以下のような場合には、PCR検査を実施することがありますので、ご理解ください。

(1) 主催団体や訪問先から、参加に当たってPCR検査が求められる場合

(2) (1) に準ずる場合

いずれの場合においても、PCR検査の実施に当たっては、参加する生徒及び保護者の方に事前の同意をいただきます。

5 ご家庭における感染症対策（家庭に持ち込まない行動）のお願い

○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避け、都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底してください。

○不織布マスクの正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いをご指導ください。

○毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は無理せず休養させてください。その際は、通常の時程どおり授業にチームスで参加するようご家庭でもご指導ください。）をお願いします。

なお、特に配慮が必要な生徒及び感染予防や感染不安により、登校できない生徒等につきましては、必要に応じて個別に対応いたしますので、担任を通じてご相談ください。

【問合せ先】

東京都立飛鳥高等学校
全日制課程副校長 池田 厚
電 話 03-3913-5361